

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領

制定
29 農振第 2262 号
平成 30 年 3 月 28 日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日付け 元農振第 3632 号

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 2 の 1 の（2）のアの地域活性化対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容等

本事業は、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、その事業の内容は、次のとおりとする。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は、別表に定めるとおりとする。

1 活動計画策定事業

- （1）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
- （2）地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等

2 人材発掘事業

- （1）農村体験研修の実施
- （2）情報の発信及び共有

3 農山漁村情報発信事業

第 3 事業実施主体

実施要綱第 2 の 2 の（1）の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

1 第 2 の 1 の活動計画策定事業（以下「活動計画策定事業」という。）を実施する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たす地域協議会

- （1）次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

- イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

- ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関する必要な事項
- (2) 地域協議会の構成員に市町村を含んでいること。
- 2 第2の2の人才発掘事業（以下「人材発掘事業」という。）及び第2の3の農山漁村情報発信事業（以下「農山漁村情報発信事業」という。）を実施する場合にあっては、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業

第4 事業実施期間

実施要綱第2の3の事業実施期間は、事業内容ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- 1 活動計画策定事業
 - (1) 実施要綱第1の農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する期間は、2年間とする。ただし、事業実施主体が、別表の1のうち、具体的な事業内容欄の(2)のイの取組を行い、かつ、事業を実施する地域が別表の交付率及び助成額欄の(5)に掲げる地域のいずれかに該当する場合又は別表の具体的な事業内容欄の(2)のウの取組を行う場合にあっては、3年間とする。
また、第2の1の(1)の地域の活動計画の策定については、事業開始年度内に完了することとし、この取組に対して振興交付金を交付する期間は、1年間とする。
 - (2) (1)の振興交付金を交付する期間にかかるわらず、活動計画策定事業を実施するための計画期間（以下「計画期間」という。）は、3年間とする。
なお、計画期間のうち最終年度については、振興交付金の交付期間内に行なった取組を自立的かつ継続的な取組としていく期間とする。
- 2 人材発掘事業
振興交付金を交付する期間は、1年間とする。
- 3 農山漁村情報発信事業
振興交付金を交付する期間は、1年間とする。

第5 事業の公募

農林水産省農山村振興局長（以下「農山村振興局長」という。）は、別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募を行い、また、次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）は、交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

- 1 活動計画策定事業については、次に掲げる事業実施主体の所在地域に応じ、それぞれ次に定める者
 - (1) 北海道 農山村振興局長
 - (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
 - (3) (2)以外の都府県 地方農政局長
- 2 人材発掘事業及び農山漁村情報発信事業については、農山村振興局長

第6 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定及び提出

実施要綱第3の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び実施要綱第4の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）は、事業実施主体が、第5の選定を受けてから1か月以内に、次に定める様式により策定の上、別紙様式第1号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

- (1) 活動計画策定事業の様式は、別紙様式第2号とする。
- (2) 人材発掘事業の様式は、別紙様式第3号とする。
- (3) 農山漁村情報発信事業の様式は、別紙様式第4号とする。

2 策定に当たっての留意事項

活動計画策定事業及び人材発掘事業（人材発掘事業にあっては、第2の2の（1）に掲げるものに限る。）を実施する場合にあっては、振興推進計画及び事業実施計画の策定に当たって、次に掲げる事項（活動計画策定事業にあっては、（1）～（5）、人材発掘事業にあっては、（1）、（2）及び（6）に掲げる事項）に留意するものとする。

- (1) 振興推進計画及び事業実施計画が、計画期間内の全ての期日にわたるものであること。
- (2) 振興推進計画及び事業実施計画の目標及び目標の達成状況等を評価するための指標（以下、「評価指標」という。）の内容に対して、取組の内容が適切なものであること。
- (3) 第3の1の（1）の事項について全ての構成員が同意したことが確認できる資料を添付すること
- (4) 活動計画策定事業の実施によって実現しようとする目標を、第2の1に掲げる取組に対応するように、次のアからウまでに掲げる目標から選択して定め、かつ、情報発信等による普及啓発に係る数値目標を定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできるものとする。
 - ア 都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等）
 - イ 都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等）
 - ウ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）
- (5) 活動計画策定事業の評価指標を、目標ごとに複数設定すること。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものであることとする。
- (6) 人材発掘事業の実施によって実現しようとする目標を、第2の2の（1）に掲げる取組に対応するように、取組目標と評価指標について、次のように定めること。
 - ア 目標については、就農支援制度（農業人材力強化総合支援事業、農業経営法人化支援事業で実施している支援メニューや研修等、受入地域が実施している就農支援事業等）へ導いた人数や割合等、研修生が就農へ関心を持つことに係る定量的なも

の及び、就職氷河期世代（1970 年度～1983 年度生まれ）が研修生の半分以上を占めるものとすること。

イ 評価指標について、農村体験研修を受けた人数や受入地域数等、目標に対応した定量的なものとすること。

第7 年度別事業実施計画及び地域の活動計画

1 年度別事業実施計画

活動計画策定事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、事業開始年度の翌年度以降において、毎年度、事業の進捗状況、実績等を踏まえ、実施要綱第4の年度別事業実施計画を別紙様式第5号により策定し、毎年度4月末日までに別紙様式第6号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

2 地域の活動計画

活動計画策定事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、第2の1の(1)の地域の活動計画を、別紙様式第15号を参考に策定し、事業の開始年度の翌年度の4月末日までに、1の年度別事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

第8 計画の承認

- 1 地方農政局長等は、3、第6の1及び第7の1により提出された各計画の内容及び対象経費等を精査し、本要領によるほか、実施要綱、交付要綱等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。
- 2 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した計画について、農村振興局長に次のとおり報告するものとする。
 - (1) 振興推進計画及び事業実施計画については、別紙様式第7号により報告するものとする。
 - (2) 年度別事業実施計画については、別紙様式第8号により報告するものとする。
- 3 承認された振興推進計画、事業実施計画又は年度別事業実施計画について、次に掲げる重要な変更がある場合には、事業実施主体は第6の1又は第7の1の1の手続に準じ、各計画を提出するものとする。
 - (1) 各事業の事業費の3割を超える増減
 - (2) 各事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更
 - (3) 各事業の追加又は廃止
 - (4) 別表の交付率及び助成額の欄の(5)に該当する地域における取組を実施する場合にあっては、事業実施地域の変更

第9 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うもの

とする。ただし、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別紙様式第9号により、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

第10 助成

実施要綱第5の事業の実施に要する経費は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。

なお、賃金等の人物費の算定は、補助事業等の実施に要する人物費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第11 事業の評価

活動計画策定事業及び人材発掘事業を実施する場合にあっては、実施要綱第6の交付対象事業に係る事業実施後の評価は、次のとおり実施するものとする。

1 事業実施主体は、振興推進計画及び事業実施計画に定められた計画期間の目標における達成状況等について、毎年度、次に定めるところに従い評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 事業実施結果の評価（以下「事業評価」という。）は、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等について総合的に行うものとする。
- (2) 事業評価の報告は、別紙様式第10号及び第11号により、事業開始年度の翌年度以降、毎年度5月末日までに行うものとする。

2 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の内容を評価するものとする。

なお、地方農政局長等は、評価を行うに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。当該第三者機関は、当該事業評価の内容について、評価及び検証を行ったうえ、別紙様式第12号により、地方農政局長等に報告するものとする。

3 地方農政局長等は、2により行った事業評価の内容の評価結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、評価の結果を農村振興局長に報告するものとする。なお、これらは次のとおり実施すること。

- (1) 評価の結果の報告は、別紙様式第13号により、速やかに行うものとする。
- (2) 評価の結果等の公表は、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。

4 地方農政局長等は、目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を3の(2)により公表するものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当する場合をいうものとする。

- (1) 振興推進計画及び事業実施計画に定める計画期間において、同計画で定めた目標の達成率が3年続けて70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
- (2) 振興推進計画及び事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較した結果、評

価の結果において、取組内容の達成率が50%未満となった場合

第12 完了報告

事業実施主体は、第8の1により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙様式第14号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第13 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。なお、事業実施主体は、承認された振興推進計画及び事業実施計画並びに年度別事業実施計画について、第8の3（1）から（4）まで以外の変更がある場合には、変更した内容を交付要綱第15第1項の実績報告書の提出時に併せて地方農政局長等へ報告するものとする。

第14 収益納付

実施要綱第7の収益納付は、次のとおりとする。

- 1 収益納付の対象となる収益の生ずる期間は、事業完了年度の翌年度以降の5年間とする。
- 2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額とする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2の通知によって平成29年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。